

# 大分大学工学部学科長会議規程

平成25年4月3日制定

## (設置)

第1条 大分大学工学部（以下「学部」という。）に、大分大学工学部規程（平成21年工学部規程第5号）第3条各号に定める学科間の連絡調整を行うとともに学部運営を円滑にするため、大分大学工学部学科長会議（以下「会議」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部の省資源・省エネルギーに関すること。
- (2) 学部教員の昇給に関すること。
- (3) その他学部運営に関し学部長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
  - (2) 学科長
  - (3) 副学科長
  - (4) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に係る事項の審議については、事務長を加えることができる。
- 3 第1項第4号の委員は、学部長が任命する。

## (議長)

第4条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## (会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果を後に委員が出席して開催される会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、会議の議事概要を作成する。

(事務)

第9条 会議の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則 (平成25年工学部規程第2号)

- 1 この規程は、平成25年4月3日から施行する。
- 2 大分大学工学部省資源・エネルギー委員会規程(平成16年工学部規程第20号)及び大分大学工学部教員特別昇給選考委員会規程(平成16年工学部規程第25号)は、廃止する。